

広報

さかま

2019 February

2

No.503

平成31年2月

坂城町 元旦マラソン大会
スタート



全員一斉にスタート!!

第48回
元旦マラソン大会

第4回

坂城のお雛さまひな

明治から150年

雛の移り変わりをたどる

坂城町内外に残る江戸時代から昭和までの雛人形を一堂に集め、第4回「坂城のお雛さま」を開催します。現代の吊るし飾りも数多く展示し、様々なイベントも開催します。皆さんのお越しをお待ちしています。

2月9日(土)
▶ 3月31日(日)

※坂木宿ふるさと歴史館は2月16日(土)から

坂木宿ふるさと歴史館 鉄の展示館

開館時間 両会場とも午前9時～午後5時
(最終入館は4時30分まで)

入館料 ・坂木宿ふるさと歴史館…100円
・鉄の展示館…400円
(両会場とも中学生以下は無料)

※鉄の展示館入館後の坂木宿ふるさと歴史館入館料は無料。

※坂木宿ふるさと歴史館入館後の鉄の展示館入館料は300円。



関連イベント

坂木宿とお雛さまをめぐる
ガイドツアー

日時

会期中の毎日曜日 午前10時～正午

集合場所

坂木宿ふるさと歴史館

(受付…午前9時30分)

案内 坂木宿ふれあいガイド

参加費 400円(入館料含む)

抹茶接待

坂城駅前の活性化を進めている「にぎわい坂城」の皆さんによる抹茶の振る舞いがあります。

日時

会期中の毎日曜日 午前10時～午後3時

場所 坂木宿ふるさと歴史館

参加費 無料(別途入館料が必要)

一期三振〜曲者を追え!〜

安土桃山時代の刀工・國廣らの刀三振りの中に一振りだけ贋作があります。刀をよく鑑賞して贋作を見抜いてみましょう。

日時 会期中の毎日曜日

午前9時～午後4時(随時受付)

場所 鉄の展示館

参加費 500円(別途入館料が必要)

国民年金のお知らせ

2019年度の
保険料は
月額16,410円

◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122) 直通75-6204

国民年金の納付について

口座振替やクレジットカード納付が便利

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替等のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます【下表参照】。

口座振替の申込、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

前納割引制度

前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、新年度の割引額は2月下旬に決定されます。(下表では、参考として平成30年度の年額及び割引額を記載しています。)

口座振替、クレジットカードによる前納の申込期限 → **2月28日(木)**

◆口座振替で納付する場合

【参考】平成30年度の保険料は月額16,340円

振替方法	振替日(2019年度)	年額(30年度)	割引額(30年度)
2年前納	4月30日	377,350円	15,650円
1年前納	4月30日	191,970円	4,110円
6か月前納	【上期】4月30日 【下期】10月31日	96,930円×2回	1,110円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,290円(月額)	50円(月額)



◆納付書(現金払い)で納付する場合

納付方法	納付期限(2019年度)	年額(30年度)	割引額(30年度)
2年前納	4月30日	378,580円	14,420円
1年前納	4月30日	192,600円	3,480円
6か月前納	【上期】4月30日 【下期】10月31日	97,240円×2回	800円×2回

※早割のお取り扱いはありません。
※2年前納の納付書は申込が必要です。

◆クレジットカードで納付する場合

クレジットカード納付による前納割引制度の割引額は納付書(現金払い)と同額です。

被保険者の方の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

町や日本年金機構では、利便性の向上を図るため、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出や添付書類の省略などを行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。



保健センターだよ!

保健センター
☎82-3111(内線511)
直通75-6230

平成31年度 健康診査・がん検診等の申込み

毎年保健センターから、19歳以上の方で坂城町に住民票がある方全員に、『健康診査・がん検診等申込書』を配布し、提出をお願いしています。提出いただいた申込書をもとに、検診のご案内を行っており、『町の検診を受ける』を選ばれた方には、後日、日程等の詳しいご案内を通知します。

町の検診では、検診料金の一部を町が補助しているため、**自己負担は費用の約半額**となっています。また、文化センターや保健センターなど、町内施設が検診会場となっていますので、ご都合の良い日時・会場で受診してください。

なお、検診の新規申込・変更・キャンセル等は随時保健センターで受け付けています。ご不明な点がございましたら、保健センターまでお問い合わせください。



坂城町不妊及び不育症治療費助成事業 について

～不妊・不育症治療を受けたご夫婦に治療費の一部を助成しています～

平成30年度に受けた治療費の申請期限は3月29日(金)までです。書類等が間に合わず期限内に提出できない場合は、保健センターまでご連絡ください。

助成を受けることができる方

- 法律上の婚姻をしている夫婦
- 夫婦の両方またはどちらか一方が町内に居住している方
- 町税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方

申請に必要な書類

- 坂城町不妊・不育症治療費助成金交付申請書(実績報告書)
- 坂城町不妊・不育症治療費助成事業医療費等証明書
- 治療に要した領収書(原本)

統一地方選挙日程



◆長野県議会議員一般選挙

告示日 3月29日(金)

投票日 4月7日(日)

◆坂城町長選挙・坂城町議会議員一般選挙

告示日 4月16日(火)

投票日 4月21日(日)



寄附禁止のルールを守って、
明るい選挙を実現しましょう。

有権者にも政治家にも、守ってほしい「三ない運動」

贈らない・求めない・受け取らない



人権擁護委員として竹内琴美さん、島田秀一さん、 林律子さんに新たに委嘱 小林晴茂さんは再任

任期満了に伴い、町長が推薦した竹内琴美さん、島田秀一さん、林律子さんが議会の同意を得て、1月1日付けで人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

竹内さん、島田さん、林さんは、2期(6年間)ご尽力いただいた三橋玲子さん、若麻績節子さん、小林直美さんの後任として委嘱されました。また、小林晴茂さんは再任されました。

町には、下記の6名の人権擁護委員がおり、人権に関する悩みなどの相談に応じています。

また、法務局では、近頃社会問題

にもなっている女性や子どもの人権問題について、専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって電話相談を受け付けています。相談は無料で秘密は堅く守られますのでご相談ください。

- ・みんなの人権110番
☎0570-0003-110
- ・子どもの人権110番
☎0120-0007-110
- ・女性の人権ホットライン
☎0570-070-810

坂城町の 人権擁護委員

- ・竹内琴美さん(南条)
- ・小山みつ江さん(南条)
- ・島田秀一さん(中之条)
- ・田原茂樹さん(坂城)
- ・林律子さん(坂城)
- ・小林晴茂さん(村上)

マイナンバーカードを作成しよう！

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

マイナンバーカードの申請は、交付申請書を郵送するか、スマートフォンなどからオンライン申請する方法があります。詳しくは、住民環境課住民係までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

住民環境課住民係
☎82-3111(内線122)
直通75-6204



東北信市町村交通災害共済に加入しましょう

共済期間中、国内の道路で運行中の自動車・バイク・自転車・電動カートなどに乗っている際の衝突・転落・転倒などによる人身事故や、歩行中、車などによって事故に遭ったときに、通院や入院など災害の程度に応じて見舞金を支給します。詳しくは、広報2月号と一緒に配布したチラシをご覧ください。

年会費

【一般】400円 【中学生以下】200円

申込方法

申込書(会員証)は、はがきタイプで、名前が印字されています。加入される方は、加入欄に○を記入し、会費を添えて各地区の組合長さんに提出するか、住民環境課窓口へ直接お申込みください。

受付期間

・組合長さんを通じての申込み
：3月8日(金)まで

・住民環境課窓口で直接申込み
：随時受付

加入資格

町内に住民登録されている方ならどなたでも加入できます。

※はがきに名前がなく、加入したい場合は事前にご相談ください。

共済期間

2019年4月1日～2020年3月31日
※4月1日以降に申込み場合は、会費納入の翌日から対象となります。

◎問い合わせ先 住民環境課生活安全係

☎82-3111(内線124)
直通75-6204

お知らせ

2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)
介護保険料(第8期)
納期限は2月28日(木)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。(介護保険料は、コンビニでは納付できません。)口座振替は、2月28日(木)に指定口座から振替をしますので、振替日前日までに残高をご確認ください。納付方法や口座の変更を希望される場合は、2月18日(月)までにご連絡ください。(ゆうちよ銀行は次の期からの振替になります。)

◎連絡・問い合わせ先
総務課収納推進係
☎82-3111(内線142)
直通75-6206

放課後児童クラブ登録児童募集

南条・坂城・村上の各児童館では、平成31年度放課後児童クラブ登録児童を募集しています。希望される方は、各児童館へお申込みください。申請書は、各児童館または役場教育文化課

子ども支援室にあります。
申込締切 3月4日(月)

◎申込・問い合わせ先
各児童館

南条 ☎82-77712
坂城 ☎82-7966
村上 ☎82-8323
教育文化課子ども支援室

☎82-3111(内線253)
直通75-6209

町臨時保育士募集

町立保育園では、平成31年度臨時保育士を募集します。

◎応募資格
・保育士の資格を有する者
・3月に保育士資格取得見込みの者
勤務内容 町内3保育園のクラス担当保育士

◎募集期間
2月1日(金)～13日(水)

◎応募方法 申込書・履歴書を2月13日(水)までに、坂城保育園または役場教育文化課子ども支援室に提出してください。
※詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎申込・問い合わせ先
坂城保育園
☎82-2111

教育文化課子ども支援室
☎82-3111(内線253)
直通75-6209

農地相談会のお知らせ

町農業委員会及び町農業支援センターでは、農地についての無料相談会を開催します。農地についての疑問、困っていることや農地を貸したい、借りたいなどの希望がありましたら、ご相談にお出かけください。

期日・場所

・2月4日(月) 金井振興センター
・2月5日(火) 文化センター相談室
・2月7日(木) JAながの村上店
・2月8日(金) 役場第3会議室

時間 各会場 午前10時～正午
相談員 町農業委員・推進委員

◎問い合わせ先
農業委員会事務局
(商工農林課内)
☎82-3111(内線156)
直通75-6207

自衛官候補生等の募集

《幹部候補生》

幹部候補生学校へ入隊し、約1年の教育を経て幹部自衛官に任官します。

資格 22歳以上26歳未満の者

受付

3月1日(金)～5月1日(水)
試験日 5月11日(土)・12日(日)
《一般曹候補生》

自衛隊の中核となる自衛官を目指します。

資格 18歳以上33歳未満の者
受付

3月1日(金)～5月15日(水)
試験日 5月25日(土)

※詳しくは左記までお問い合わせください。

◎申込・問い合わせ先
自衛隊長野地方協力本部
☎026-235-6026

平成31年度更埴地区老人大学学生募集

各種の活動を通じて、高齢者としての教養を深め、お互いの仲間づくり、人間性豊かな生きがいのある生活を送るため、更埴地区老人大学を開校します。

入学資格
坂城町に居住する概ね60歳以上で学習意欲のある方

会場
千曲市戸倉創造館

学習内容
講義及び実践講座(書道・絵手紙・歌謡)、野外研修など

授業料 年額5,000円
(別途教材費等必要)

募集期間

2月1日(金)～28日(木)
◎申込・問い合わせ先

更埴地区老人大学事務局
☎026-272-0252
福祉健康課福祉係
☎82-3111(内線132)
直通75-6205

消防団員を募集しています!!

町消防団は、火災発生時はもちろん、地域の安全を守るために日々活動をしています。私たちと一緒に、大切な街や家族を守りましょう。興味のある方は左記までご連絡ください。

◎問い合わせ先
住民環境課生活安全係
☎82-3111(内線124)
直通75-6204



申告期限は3月15日(金)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

平成30年分の所得税の確定申告・平成31年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(平成30年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書の発行等の資料となります。

申告を期限内にしないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月15日(金)までに申告してください。**

申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

①期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日を除く

②時間 午前9時～12時・午後1時～4時まで

受付時間は、午前8時30分～午後4時まで(午前の受付は午前11時まで)

③場所 坂城町役場 第1会議室 (役場1階)

④申告相談のときに用意していただくもの

- 1 町県民税申告書・印鑑・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)
- 2 平成30年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
- 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
- 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)。ほかに「医療費通知書」「おむつ証明書」など
- 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- 7 個人番号(マイナンバー)確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者の個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードなど
- 8 本人(代理人が申告する場合は代理人)確認のための、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、公的医療保険の保険証など
- 9 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ
- 10 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

特に譲渡所得(土地・建物・株式の売買)があった方、住宅借入金等特別税額控除を初めて受けられる方、青色申告の方、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

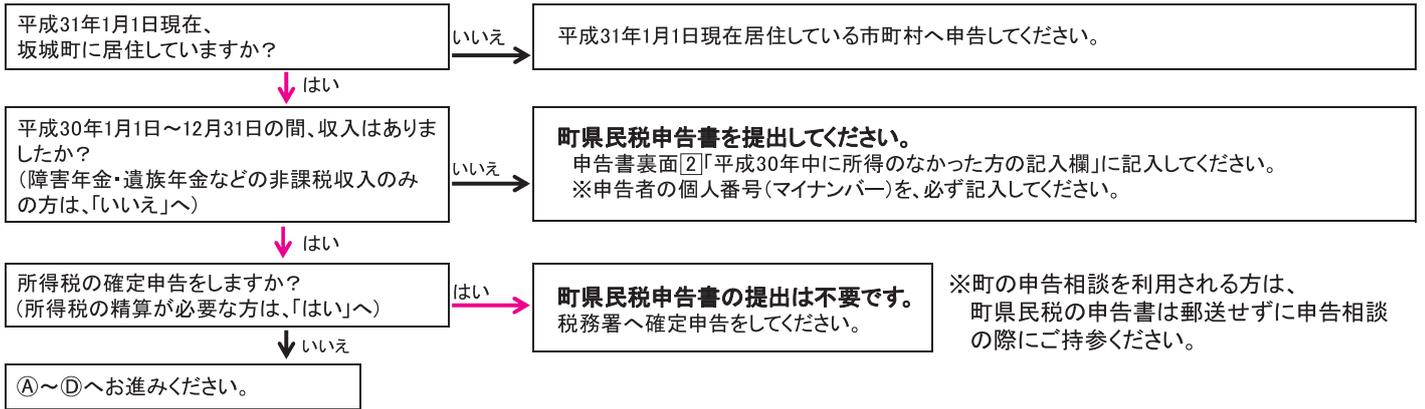
所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

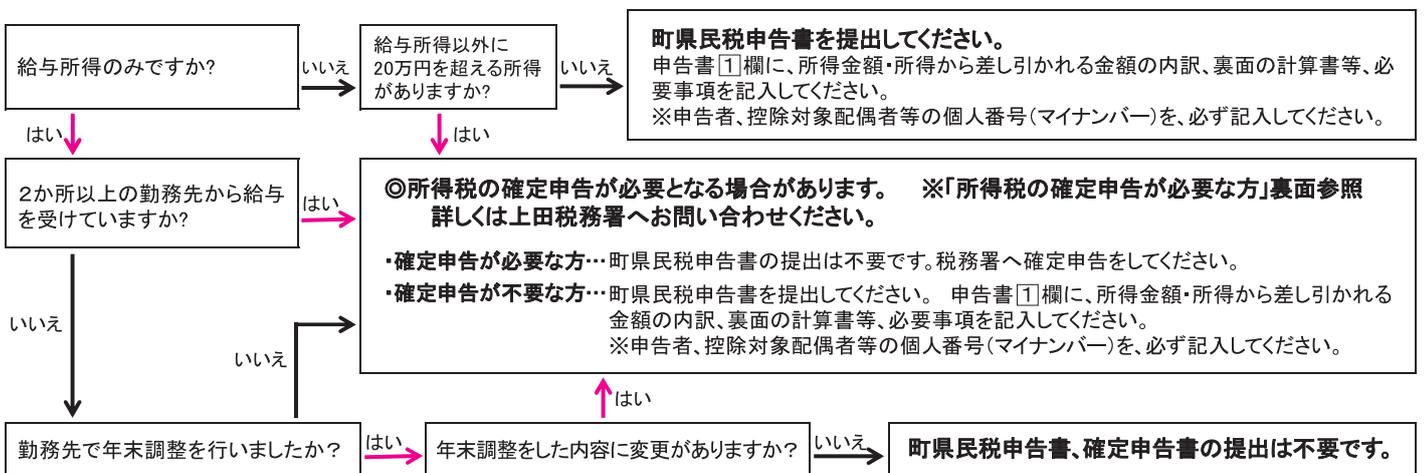
- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

『町県民税申告・確定申告フローチャート』

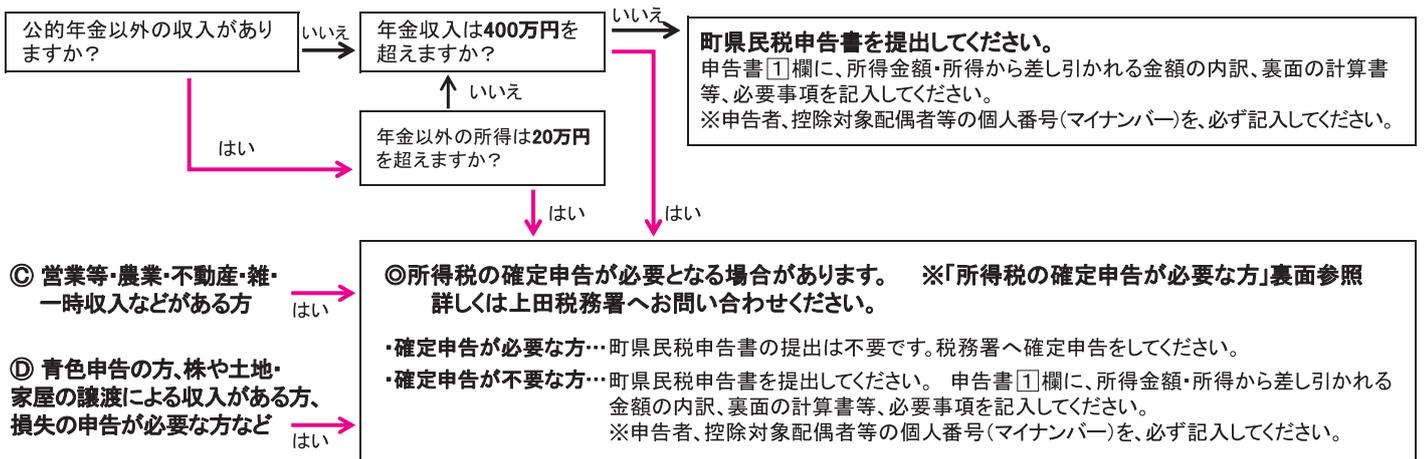
【スタート】



① 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



② 公的年金収入のある方



(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ

坂城町役場 1階総務課税務係
電話 82-3111(内線143、144)
75-6206【直通】

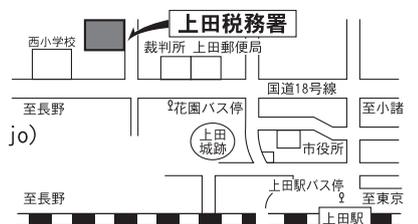
◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号
電話 22-1234(代表)

国税庁のホームページで
所得税の確定申告書が作成
できます。

(所得税の確定申告書等作成
コーナー <http://www.nta.go.jp>)

自宅からインターネット
で申告できるe-Taxもご利用
ください。



平成31年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要か確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町HPからダウンロードしてご利用ください。

※平成30年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、ご確認くださいませようお願いします。

申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入し、印欄に押印をしてください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（8）の該当する欄を、前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

申告書の提出

平成31年3月15日（金）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※郵送可 同封の返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

申告書の記入について

所得金額（平成30年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 1 ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S29.1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 (*) (*) 年齢等により控除額が異なります
	65	330万円未満	100%	120万円	65	130万円未満	100%	70万円	
	歳	410万円未満	75%	37.5万円	歳	410万円未満	75%	37.5万円	
	以	770万円未満	85%	78.5万円	未	770万円未満	85%	78.5万円	
上	770万円以上	95%	155.5万円	満	770万円以上	95%	155.5万円		
・「その他」欄には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共収用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（収用）証明書を添付し申告してください。								

専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人及び生計を一にする親族のために支出した金額が対象です。

雑損控除	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
医療費控除	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
医療費控除(セルフメディケーション税制)	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部分が控除されます。 控除額は、「特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」を必ず添付してください。 ※セルフメディケーション税制の適用を選択すると、従来の医療費控除を受けることはできません。																								
社会保険料控除	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
生命保険料控除	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度(H23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度(H24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。 ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は70,000円) ※支払証明書を必ず添付してください。	旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円
旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円																						
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部分が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて25,000円です。 ※支払証明書を必ず添付してください。																								
寄附金税額控除	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県本部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

扶養控除等の内訳

配偶者控除	平成30年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が38万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																								
	配偶者控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> ※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。	所得者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1000万円以下	11万円	13万円										
所得者の合計所得金額	控除額																								
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																							
900万円以下	33万円	38万円																							
900万円超950万円以下	22万円	26万円																							
950万円超1000万円以下	11万円	13万円																							
扶養控除	扶養控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少^(注1)</td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。	区分	該当者	控除額	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円	年少 ^(注1)	16歳未満の方	控除額なし						
区分	該当者	控除額																							
老人	70歳以上の方	38万円																							
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																							
特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																							
その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円																							
年少 ^(注1)	16歳未満の方	控除額なし																							
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																								
障害者控除	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族 ^(注2) の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	同居特別障害者	53万円																
区分	控除額																								
普通障害者	26万円																								
特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円																								
同居特別障害者	53万円																								
本人該当欄	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別寡婦</td> <td>寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td rowspan="2">障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>すべての方が受けられる控除</td> <td>33万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当	26万円	特別寡婦	寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	30万円	寡夫	妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	26万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円	特別	30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	すべての方が受けられる控除	33万円
控除区分	内容	控除額																							
寡婦	夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当	26万円																							
特別寡婦	寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	30万円																							
寡夫	妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	26万円																							
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円																						
		特別	30万円																						
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																							
基礎控除	すべての方が受けられる控除	33万円																							

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

主な改正点

平成30年分所得税の確定申告・平成31年度町県民税の申告から、配偶者控除及び配偶者特別控除について、扶養者の所得額による区分、控除額等が改正されました。

坂城町社会福祉協議会 職員募集【正規・嘱託】

私たちと一緒に働いてみませんか。子育て世代の方で、学校行事等に参加する場合は配慮します。申込書類は、社会福祉協議会ホームページにも掲載しています。詳しくは下記までお問い合わせください。(どちらも平成31年4月1日付採用)

- 訪問介護員(ホームヘルパー)…正規1名
 - 指導員(地域活動支援センター)…嘱託職員1名
- 申込締切 2月28日(木)まで 面接日 3月5日(火)
 ◎申込・問い合わせ先 社会福祉協議会(担当:中村さん) ☎82-2551

県営住宅 2月統一募集

受付期間

2月13日(水)～22日(金)

受付場所

長野県住宅供給公社3階
募集団地等

2月上旬ごろ、長野県住宅供給公社ホームページに掲載します。

◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社県営住宅課
 ☎026-227-2322

女性のための相談会

町女性専門相談員による女性の悩みや困りごとについての相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立・子育てなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時 2月14日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 隣保館

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係
 (隣保館内)
 ☎82-6603

**超高齢社会を生きる
安心の地域づくりセミナー**

急速に進む少子高齢社会のなかで「安心して住み続けられる地域づくり」に向けた取り組みが全国的に始まっています。

この町で、この地域で、これからも住み続けていくために「何が必要か」を考えてみませんか?

日時 2月9日(土)

午後1時30分～3時30分

場所 老人福祉センター夢の湯
 参加費 無料

◎申込・問い合わせ先
 坂城町社会福祉協議会

☎82-2551

**福祉の職場説明会及び
就職面接会**

「福祉の職場を詳しく知りたい」または「就職を考えたい」という方のために、福祉の職場説明会(職場や仕事・資格の説明)を行います。福祉事業所の方と直接面談することもできますので、お気軽にご参加ください。

日時 3月8日(金)

午後0時30分～3時30分

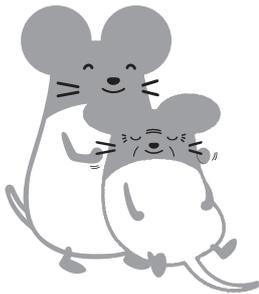
会場 メルパルク長野

※詳しくは、長野労働局ホームページ、または長野県福祉人材センターホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

ハローワーク篠ノ井
 ☎026-293-8609

長野県福祉人材センター
 ☎026-226-7330



《猫の飼い方教室》開催のお知らせ

人と猫とのよりよい関係を推進するために、飼い主に対する猫の適正飼養の普及啓発を目的とした講習会を開催します。受講料は無料ですのでお気軽にご参加ください。

日時 2月16日(土) 午後1時30分～3時(午後1時から受付)

場所 戸倉創造館3階 小ホール
 (千曲市大字戸倉 2305 番地1)

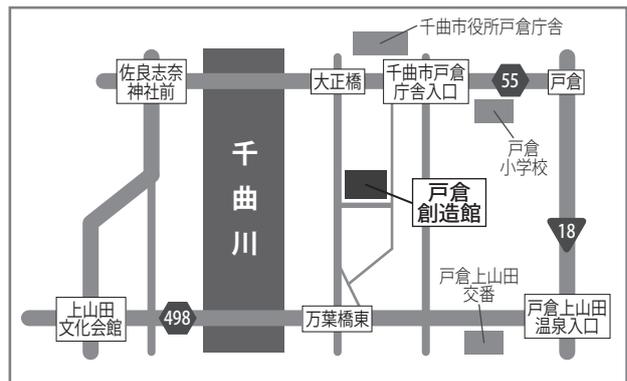
内容 「猫の飼い方について」
 「地域猫活動について」

講師 長野県動物愛護センター
 「ハローアニマル」職員

主催 長野県長野保健福祉事務所
 後援 千曲市

※事前の申込みは不要です。

▶会場周辺概略図



◎問い合わせ先 長野県長野保健福祉事務所 ☎026-225-9065



学校だより

村上小学校 三年東組担任 北川原 勉
「りんごづくりの学習」



三年生は、これまで総合的な学習の時間に「りんごづくり」の学習を行ってきました。りんご農家の宮崎さんのご指導の下、「王林」という品種のりんごで栽培を体験してきました。春には、花の観察や摘果体験をして、夏には小さく実り始めたりんごを観察しました。りんごがどのようにな長していくのかほとんど知らなかった子どもたちにとって、毎回新しい発見ばかりでした。十月には、大きく実ったりんごを全員で収穫し、一本の木から五〜六百個もとれることにびっくりしました。とれたりんごは自分たちだけでなく、全校児童や先生方にもプレゼントして喜んでもらいました。その後、学校の隣にあるデイリーフーズの方々に講師をお迎えして『ジャムづくり



きたいです。

体験』をしました。ミキサーで細かく刻んだ実を砂糖やペクチン、レモン果汁などを加えて煮詰めました。子どもたちも芯抜きをしたり、煮詰めるときにかき混ぜたりして、ジャムづくりの体験をさせてもらいました。手作りのラベルを貼った瓶に詰めて完成しました。プロの方々といっしょに作った味は忘れられないよい思い出となりました。

りんごの木を育て、栽培するということはできませんでしたが、りんごの成長過程を学び、食品として製造するまでを知るという学習は、地元の産業にふれる機会ともなり、大変貴重な経験となりました。これまでの学びをまとめ、発表できるように今後も学習を続けていきます。

交番だより

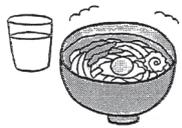


坂城町交番
☎82-2008

雪道・凍結路でのスリップ事故に注意!

例年1月から2月にかけて雪道・凍結路でのスリップ事故が多発しています。以下の注意事項を守り、スリップ事故を防止しましょう。

- ◆スタッドレスタイヤを装着しましょう
 - ・スタッドレスタイヤを必ず装着しましょう。
 - ・空気圧やタイヤの溝の深さを点検しましょう。
- ◆事故はカーブで多発しています
 - ・カーブの手前では、十分に減速しましょう。
 - ・路面状態を把握し、安全な速度で走行しましょう。
 - ・「急」のつく操作(急ブレーキ、急ハンドル、急アクセル)はやめましょう。
- ◆直線道路では追突事故が多発
 - ・前車との車間距離を十分とりましょう。
 - ・ブレーキやタイヤの性能を過信せず、早めにブレーキ操作をしましょう。



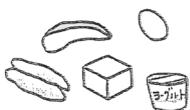
消化がよく温かいものを

食欲がない時は、消化のよいお粥やうどんなど、温かいものをとりましょう。



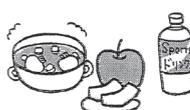
安静と保温

温かくして身体を休めましょう。特に初期のうちは安静を心がけ、早めに寝ましょう。



治りかけにはたんぱく質を補給

熱で消耗したたんぱく質を、白身魚、ささみ、卵、豆腐、ヨーグルトなど、消化のよいたんぱく質食品で補給しましょう。



水分とビタミン・ミネラルの補給を

汗や嘔吐、下痢で不足した、水分、ビタミンやミネラル(無機質)は、野菜スープや果物、スポーツドリンクなどで補給しましょう。



食育だより

風邪をひいた時の注意点

食育・学校給食センター
☎82-25559

☆ 子育て支援センターだより ☆

— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

4つのテクニックで褒め上手になるう！

★今できていることを褒める

以前より少し頑張っていることや自分で考えて行動していることを見つけて褒めてあげましょう。



★「いいな」と思ったその時に褒める

結果だけでなく、途中の頑張りに目も向けましょう。

★他の子と比べず、過去と比べて褒める

自分の成長を認めてもらうことは、次のステップへの意欲に繋がります。

★うれしい気持ちも伝える

子どもの行動に対して「うれしい」「ありがとう」「パパ(ママ)にも伝えるね」など、その時の気持ちも一緒に伝えてあげましょう。

2月の行事予定 <時間正確にお集まりください>

日程	内容	時間
1日(金)	図書交換(図書館の本は前日までに返却)	午前9時半
5日(火)	おはなしでてこい	午前10時
9日(土)	開館日	午前中
14日(木)	ママのためのヨガ教室	午前10時
18日(月)	おひなさま制作	午前10時
19日(火)	ボランティア懇話会	午後1時
23日(土)	開館日	午前中
26日(火)	わくわくタイム~からだづくり~	午前10時
28日(木)	身体測定と食育相談	午前10時

※内容の詳細は、毎月未就園児宅に配布している「すくすくひろば」をご覧ください。ご不明な点があれば支援センターまでお問い合わせください。

今月の相談日

家庭児童相談員	支援センター	火・水・木曜日 午前9時～午後5時(分室訪問時間を除く)
	分室訪問	南条保育園 12日(火)、26日(火) 午前9時～
		坂城保育園 14日(木)、27日(水) 午後1時
保育園栄養士の食育相談	村上保育園 13日(水)、28日(木) 午後1時	
保育園栄養士の食育相談		随時(申込みにより日時を決定) ※相談希望の方は、支援センター及び各分室にお申込みください。

あそびに来る方へ

開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇第2・4土曜日 午前9時～正午

坂城町の「育メン」紹介!



北澤泰彦さん(南条)
あんな
杏菜ちゃん(H30.6生)

クリスマス制作に親子3人で参加してくれました。

「杏菜ちゃんが可愛くて仕方がない」というパパ。お休みの日はいつも杏菜ちゃんの遊び相手になってくれるそうです。「のびのびと元気に育ててくれることが一番」と話してくれました。

2月の子育てグループの予定

ノタン(木曜日)

21日: キーホルダー作り
リーダー: 荒井 文さん

いっぱい遊ぼうグリとグラ(月曜日)

4日: リズム遊び
リーダー: 富田 佐奈さん



センターへの持ち物

水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋、お弁当(希望者)

当番医（医科・歯科）



2月

- 3日(日) やまざき医院 【千曲市上徳間】 ☎(026)276-2700
 千曲中央病院 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
 大村歯科医院 【千曲市戸倉】 ☎(026)275-0066
- 10日(日) 中島産婦人科小児科 【千曲市上山田温泉】 ☎(026)275-0111
 兒玉医院 【千曲市寂蒔】 ☎(026)272-4300
 中沢内科医院 【千曲市稲荷山】 ☎(026)272-1013
 近藤歯科医院 【中之条】 ☎82-5121
- 11日(月) とよき内科 【千曲市磯部】 ☎(026)276-0413
 松尾医院 【立町】 ☎82-2013
 鴉沢内科クリニック 【千曲市屋代】 ☎(026)272-3713
 前山歯科医院 【千曲市上徳間】 ☎(026)276-0282
- 17日(日) 島谷医院 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1201
 あんずの里クリニック 【千曲市森】 ☎(026)272-1005
 安川整形外科クリニック 【千曲市屋代】 ☎(026)273-6611
 宮本歯科医院 【千曲市戸倉】 ☎(026)276-7030
- 24日(日) かいぬま耳鼻咽喉科医院 【千曲市内川】 ☎(026)275-3341
 千曲中央病院 【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
 小宮山歯科医院 【立町】 ☎82-2029

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
 ☎82-3111(内線511、512)直通75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	平成30年10月生	15日(金)午後1時
7か月児健康相談	平成30年7月生	27日(水)午前9時
10か月児健康相談	平成30年4月生	26日(火)午前9時
1才児健康相談	平成29年12月生～平成30年1月生	20日(水)午前9時
1才6か月児健康診査	平成29年6月生～7月生	22日(金)午後1時

広告枠

粗大ごみの回収



3日(日)、17日(日) 午前8時30分～10時
 日精樹脂工業(株)様 駐車場

対象品目

- ①粗大ごみ、家電6品目(有料)
- ②資源物のサンデーリサイクル
 (びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等)
- ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量と直接葛尾組合に出される量の合計)

■平成29年12月分 197.32 t
 ■平成30年12月分 218.22 t **+20.90 t**

ごみを減らしましょう！

いろいろな相談



心配ごと
 法律相談

8日(金)、20日(水)
 午前9時30分～正午
 役場第4・5会議室(3階)

8日は弁護士、20日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の**3日前**までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

15日(金) 午前9時～正午
 役場第5会議室(3階)

年金相談

20日(水) 午前9時～午後4時
 役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、12日(火)までに住民環境課
 住民係【☎82-3111(内線122)直通75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)
 相談

6日・13日・20日・27日(すべて水曜日)
 午後1時30分～4時
 役場第5会議室(3階)

社協
 結婚相談

2日(土)
 午前9時～正午
 老人福祉センター夢の湯



あなたは今車に乗るだけ！

スーパー乗るだけセット



環境車検

YM 柳沢モータース

YANAGISAWA MOTORS

月々8,640円から 頭金0円 車検も税金も
 新車に乗れます！でもOK！ 全てコミコミ！

エンジンを新車の状態に近づけます。
 お待ち頂いている間に検査員が点検
 見積りして分かりやすくご説明いたします

坂城町上五明1798-1
 ☎0268-82-7043
 弊社HPはこちらからどうぞ →



図書館へ行くこう

町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

2月の催し物

- ☆おはなし会 午前11時～
9日(土) 2階 集会室、23日(土) 1階 畳スペース
- ☆点字・点訳講座 午後2時～ 2階 集会室
5日(火)、19日(火) 講師：山口静枝さん

おすすめの本

- 入学準備の図鑑—学研の図鑑 for Kids
(監修：無藤 隆/学研プラス)

小学校入学前に身につけたい生活習慣のルールやマナーをイラストや写真でわかりやすく解説した本です。この本と合わせて、1年生になってからの話をすれば入学前の準備は安心です。図書館では、ほかにも入学前のお子さんにおすすめの本をそろえています。

2月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

養護老人ホームはにしな寮 嘱託職員(介護職員)募集

- 募集人員 2名(年齢・性別不問) ■募集期間 随時
 - 仕事内容 入所者の食事・入浴・排泄介助など
 - 募集要件 2級ヘルパー以上の資格を有する方。
(介護の資格がない方でもご相談ください。)
 - 勤務場所 養護老人ホームはにしな寮
 - 勤務時間 1日8時間 ■賃金 月額155,500円から
 - 手当等 賞与・昇給、通勤手当・夜勤手当・資格手当等、有給休暇、社会保険・制服貸与あり
- ◎問い合わせ先 養護老人ホームはにしな寮 ☎82-2236

まちのうごき

世帯数：6,172世帯(−15)
人口：15,074人(−16)
平成31年1月1日現在
※()は前月比
男：7,463人(−5)
女：7,611人(−11)

まちの交通事故

件数：2件
累計：53件(−6)
死者：0人
平成30年12月中
※累計は1月から
()は前年比
累計：1人(+1)
負傷者：2人
累計：75人(±0)

防災行政無線(同報系)のお知らせ

■戸別受信機の配布・取り扱いについて

○防災行政無線(同報系)整備に伴い、現在、全戸・全事業所に戸別受信機の配布を行っていますが、訪問時に不在であったり、連絡が取れないなどの理由から、配布が済んでいないご家庭や事業所があります。まだ戸別受信機が配布されていないご家庭や事業所については、配布希望の有無を確認させていただきたくので、下記連絡先までご連絡ください。配布を希望する場合は、ご都合のよい日程を調整し、設置に伺います。

○電波受信状態が悪く、戸別受信機から放送が流れない・流れなくなった・音が途切れる・雑音が入るなどの状況になった場合には、アンテナを伸ばす・アンテナの位置や受信機本体の場所を変えてみるなど、受信ができるようまずご自身でお試ください。なお、電波の受信状態に影響を与える例としては、受信機付近でLED照明や家電製品を使用している場合などのほか、有線放送電話設備の撤去後に、電波の受信状態が悪くなったという事例もあります。戸別受信機の設置場所を変更したい場合についても、受信機の場所を移動させ、受信できるかどうか確認をお願いします。

※ご自身で試しても受信ができない場合は、町から業者を手配し、電波の受信状況を確認しますので、お問い合わせください。
※受信機に付属のアンテナで受信できない場合、屋外へのアンテナ設置工事をご提案する場合があります。

○戸別受信機には乾電池が内蔵されていますが、乾電池は停電などの非常時に使用できるよう、普段は付属のACアダプタでコンセントから電源を取ってください。また、乾電池は残量があっても、長期間使用すると液漏れする場合がありますので、1年毎の交換を推奨します。(乾電池・電気代などの維持管理に係る費用は自己負担となります。)

連絡先

上田日本無線株式会社 現場事務所
電話番号：0268-82-5561
受付時間：午前8時～午後8時

■転出・転居・死亡に伴う戸別受信機の回収等について

各世帯・事業所に配布している戸別受信機は、無償貸与しているため、転出する場合は役場への返却が必要となります。また、他の自治体へ転居する場合には、戸別受信機の地区設定の変更等が必要となるため、役場に一旦ご持参ください。設定変更完了後に設置に伺います。

このほかにも、変更の手続きが必要な場合もありますので、戸別受信機をお持ちの方で、転出・転居する場合は、役場企画政策課までお問い合わせください。

なお、一人世帯の方で、お亡くなりになった場合についても役場へ返却いただきますようお願いいたします。

定時放送の時間

朝：午前7時 昼：午後0時30分 夜：午後8時

定時時報の時間

昼：正午 帰宅：午後4時30分(2月)

※上記のほか、放送を行うことがあります。

※放送内容を「聞き逃した」「もう一度聞きたい」場合は、自動応答電話サービス☎82-1070で確認できます。

◎問い合わせ先 企画政策課まち創生推進室

☎82-3111(内線223) 直通75-6211

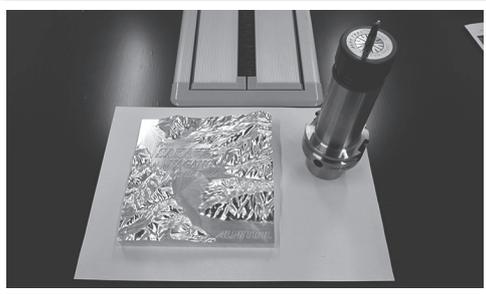
美しい音色が会場に響き渡る ライブ・ステージエコー2019

1月12日(土)、坂城テクノセンターで、ライブ・ステージエコー2019が開催されました。今年「東京アーティストスツ合奏団」の皆さん(バイオリン・ピオラ・チェロ・コントラバス・ホルン・オーボエ奏者計14名)が、「ニューイヤークンサート 明るく美しい曲にのって新しい年の幕開けを」と題し、モーツァルトやヘンデルの曲のほか、日本の唱歌メドレーや、アンコールではカノンを演奏されました。来場された皆さんは一曲ごとに耳を傾けて聞き入っていました。



▲約220名の方が来場

株式会社アルプスツールの出展作品 モノづくりコンテストで特別賞



▲作品は役場1階ロビーに展示されています

日本精密機械工業会主催「モノづくりコンテスト」において、株式会社アルプスツールが出品した「坂城町から世界へ」が特別賞を受賞しました。この作品には、工業の町である坂城で生まれた製品に、世界でより一層活躍してほしいという願いが込められており、アルプスツール製のツール(写真右)を用いてアルミ合金から坂城町の地形を削り出し、「From SAKAKI, NAGANO to the World」という文字が彫られています。当作品を含む受賞作品は、JIMTOF(日本工作機械見本市)2018に展示され、多くの方にご覧いただきました。

新年の伝統行事で気持ちを新たに 第52回 席書大会・書初展



1月4日(金)、文化センター体育館で、第52回席書大会・書初展が開催されました。席書大会・書初展は、今年で52回目の開催となり、伝統ある新春行事として親しまれています。今年も小学生や中学生とその保護者約100名が参加しました。真っ白な紙と向き合い、新年の抱負や新春を表す言葉などを、筆をしっかりと握って力強くのびのびと書いていました。

伝統神楽の継承を通じた 地域のコミュニティづくりに 金井区の神楽用備品を整備

金井区では、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、宝くじの助成金で江戸時代から続く金井太々神楽で使用する御神楽や獅子頭、太鼓などの備品の整備を行いました。地域に根づく神楽の継承を通じて、地域の交流がますます盛んになり、豊かな地域コミュニティが形成されていくことが期待されます。



「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町役場企画政策課 ☎ 0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
■印刷 滝沢印刷合同会社

さかきまち すまメール

— 配信情報 —

災害・防災情報 町からのお知らせ
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスする次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp

